予算関係資料

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)(抜粋①)

- Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
- 2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- (5)多様な支援ニーズへの対応
 - ~社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援~
- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約45%が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特にひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

(こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立促進)

○ こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり 親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

(貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援)

- <u>ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもに対する伴走的な学習支援を拡充</u>し、新たに受験料等を支援することで進 学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、こどもたちが、貧困によって食事が十分にとれなかったり、様々な体験に制約を受けることがなくなるよう、 貧困家庭への宅食を行うとともに、地域にある様々な場所を活用して、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる食事 や体験・遊びの機 会の提供場所を設ける。こうした取組を通じて、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援に つなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制強化する。

<u>こども未来戦略</u>(令和5年12月22日閣議決定)(抜粋②)

(ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等)

- 看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金制度 (高等職業訓練促進給付金制度) について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象 資格に拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、幅広い教育訓練講 座の受講費用の助成を行う給付金(自立支援教育訓練給付金)について、助成割合の 引上げ等を行うとともに、ひとり親に対する就労支援事業等について、所得等が増加 しても自立のタイミングまで支援を継続できるよう、対象者要件を拡大する。
- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う 企業に対する支援を強化する。
- <u>養育費の履行確保</u>のため、養育費の取決め等に関する相談支援や養育費の受取に係る弁護士報酬の支援を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
- <u>児童扶養手当の所得限度額について</u>、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、<u>自立の促進を図る観点から見直す</u>とともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとし、このための所要の法案を次期通常国会に提出する。

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ こども・子育て政策の充実は、決して、「加速化プラン」で終わるものではない。こど も・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内 容・予算を更に検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又は こども一人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。今後更に政策の内容の充実を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかあらゆる選択肢を視野に入れて更に検討する。

「加速化プラン」による施策の充実 【貧困】

こどもの貧困(食事、学び等)を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。 子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業 支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題

◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等

↓ ひとり親世帯65.3% (子育て世帯83.8%)

◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる

食料が買えない経験 ひとり親世帯34.9%

子育て世帯16.9%

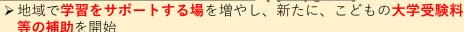
人がいないという子育て家庭がある

進学率が低い

加速化プランでの対応

こどもの貧困対策

●こどもの学習支援・生活支援の強化



●こどもの生活支援の強化

▶ こども食堂や学び体験などの場を増やす

▶アウトリーチ型の**訪問支援**の展開(宅食・おむつ)

目指す姿

経済的な状況にかかわらず、 大学等への進学に向けて チャレンジ出来る

食事や生活に困ったときに 頼れる場所が身近にあり、 必要な支援が受けられる

◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世 帯 の母の正規雇用割合も上昇しているが、 所得が低い。

◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、 手当が減ったり止まったりすることが心 配で、働き控えを考える人がいる

母子世帯の母の年収中央値 208万円 (平成28年) \rightarrow 240万円 (令和3年)

- ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮
- ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援 策からも外れてしまう
- ◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱 で非常に低い

ひとり親家庭への支援

- ●ひとり親の就業支援・自立支援の強化
- ▶ 資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象資格の拡大・ 給付割合の拡充
- ●児童扶養手当の拡充
- > 所得制限の見直し
 - ✓満額を受給できる所得 年収160万円 → 190万円
 - ✓所得に応じた一部額を受給できる所得 年収365万円 → 385万円
- > 多子加算の増額
 - **✓ 第3子以降の額** (6,250円) を第2子と同額 (10,420円) に増額 *R5年度の額。額は物価スライドによって変化。
- ●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和
- ▶所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に
- ●養育費確保支援の強化
- ▶ 養育費の取り決め等の相談にのる**弁護士報酬への補助**

手に職をつけて、**安定的な 収入を得られる**

働き控えに対応し、児童扶 養手当が自立を下支えする

多子のひとり親家庭の生活 が安定する

養育費をしつかりと受け取れるひとり親家庭を増やす

令和5年度補正予算

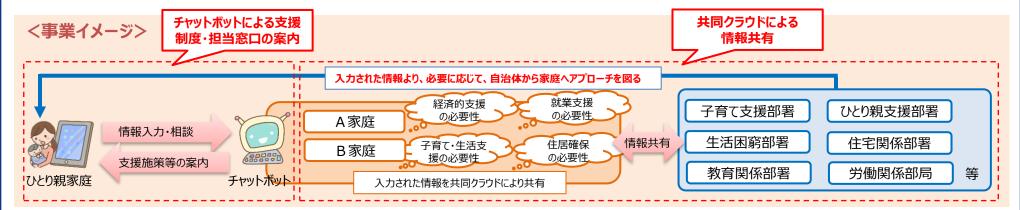
令和 5 年度補正予算: 1.8 億円

1. 事業の目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、<u>I T機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須</u>。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。
- 現在、実施中の調査研究事業において先進自治体の取組をまとめた事例集を作成し、周知することにより、自治体の効果的・効率的な実施を促進する。

2. 事業の概要

○ チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】1自治体あたり:30,000千円

【補 助 率】国:3/4、都道府県、市、福祉事務所設置町村:1/4

令和5年度補正予算:13億円

1. 事業の目的

- ○多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄る ことができる食事等の提供場所を設ける。
- ○支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- ○行政との連携により、特に支援を必要とするこども(要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等)に寄り添うことで、 地域での見守り体制強化を図る。

2. 事業内容(対象者、実施主体を含む)

- ○地域こどもの生活支援強化事業(補助基準額:最大8,502千円)
 - ※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大: 11,065千円
 - ア 食事(こども食堂等)や体験(学習機会、遊び体験)の提供、 こども用品(文房具や生理用品等)の提供を行う事業

(補助基準額:3,070千円)

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

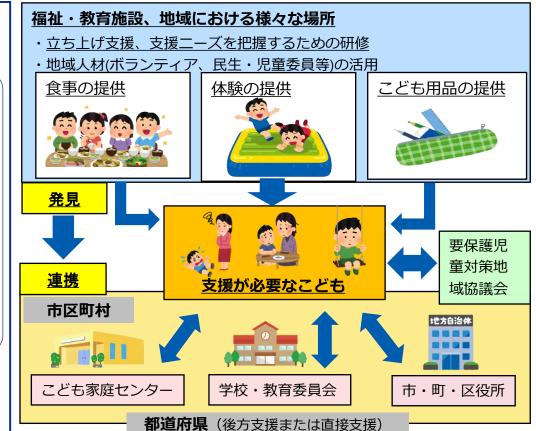
(補助基準額:1,000千円)

- イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所(公民館・商 店街等)での立上げ等を支援する事業(立上げ支援)
 - (補助基準額:<u>1,520千円</u>)
 - ②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を 支援する事業(継続支援) (補助基準額: 300千円)
- ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援 ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するため

の仕組みづくりを行う事業 (補助基準額:<u>2,912千円</u>)

- エ その他上記に類する事業
- ※ ア〜工を組み合わせて実施(イは①又は②いずれかのみ)
- 〇要支援児童等支援強化事業 【<u>加算措置</u>】 (補助基準額: 2,563千円)

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども 等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補 助 率】 国:2/3、都道府県・市区町村:1/3

令和5年度補正予算:3.7億円

1. 事業の目的

- 進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、**受験料、模試費用の補助**を行うことで、ひとり 親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しする。
- また、**長期休暇の学習支援の費用加算**を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図る。

2. 事業の概要(拡充内容)

①**受験料**

大学等を受験する際に必要な費用(受験料)を支弁する。

・高校3年生:53,000円上限

②模試費用

中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用(受験料)を支弁する。

・高校3年生:8,000円上限

・中学3年生:6,000円上限

③長期休暇の学習支援の費用加算

長期休暇における、学習支援の回数加算に伴う必要な費用を支弁する。

※ ①及び②の対象者は、以下のア及びイのいずれにも該当する者

ア.児扶受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)

イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども



長期休暇の費用加算

通常分に加え、長期休暇における 日数の増加分の費用を補助

·调1日追加開催: 424千円加算

·週2日追加開催: 848千円加算

・週3日追加開催:1,272千円加算

受験料支援



模試費用支援

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村

【補助率】 国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2

国:1/2、都道府県:1/4、市区町村:1/4

令和5年度補正予算:25億円

1. 事業の目的

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

2. 事業の概要

【1】国⇒中間支援法人

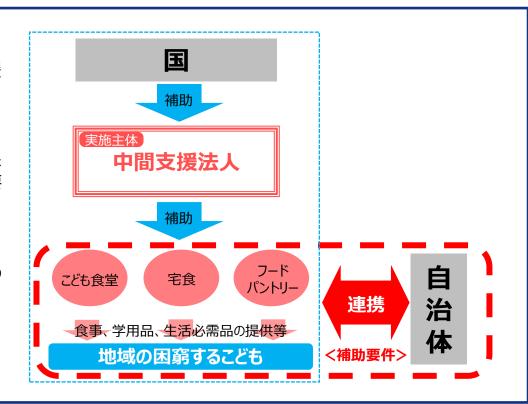
■こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援 団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- ■こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象 事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要 な費用を助成(上限350万円)。
- ■助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、 活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの 確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

■ひとり親家庭等のこどもに食事の提供等を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】1法人当たり:350,000千円

【補 助 率】定額(国:10/10相当)

令和6年度予算案における ひとり親家庭の自立支援策の強化

【目次】

0	児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
0	ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し・・・・・	P13
0	自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
0	高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
0	ひとり親家庭等生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
0	離婚前後親支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
\bigcirc	親子交流支援事業(母子家庭等就業・自立支援事業)・・・・	P18

令和6年度予算案 1,493億円 (1,486億円) ※ () 内は前年度当初予算



1 事業の目的

○ 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について 手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母等

<支給要件>

○ 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額(令和6年4月~)>

○ 月額

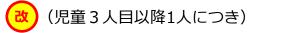
加算額(児童2人目)

・全部支給:45,500円 ・一部支給:45,490円~10,740円

※令和 5 年度単価 全部支給: 44,140円 一部支給: 44,130円~10,410円

・全部支給:10,750円 ・一部支給:10,740円~ 5,380円

※令和5年度単価 全部支給:10,420円 一部支給:10,410円~5,210円



・児童2人目と同額※R6年11月分から (改正前は・全部支給: 6,450円 ・一部支給: 6,440円~3,230円)

※令和5年度単価 全部支給:6,250円 一部支給:6,240円~3,130円

く所得制限限度額(収入ベース前年の所得に基づき算定)> ※R6年11月分から

○ 全部支給(2人世帯): 190万円(←160万円) 一部支給(2人世帯): 385万円(←365万円)

〈支給期月〉 ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補 助 率】国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

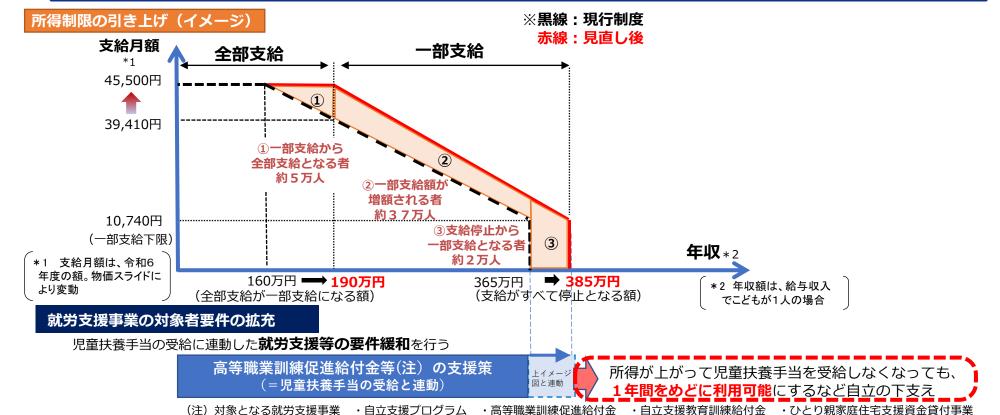
【受給者数】817,967人(母775,605人、父38,952人、養育者3,410人)※令和5年3月

【改正経緯】①多子加算額の倍増(平成28年8月分手当から実施)

- ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ(平成30年8月分手当から実施)
- ③支払回数を年3回から年6回に見直し(令和元年11月分手当から実施)
- ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し(令和3年3月分手当から実施)
- ⑤所得制限限度額の引き上げ(全部及び一部支給)、第3子以降の多子加算額の増額(令和6年11月分手当から実施)

ひとり親の経済的支援(児童扶養手当)の拡充等

- ・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。
- ①所得限度額の引き上げ (対象見込み者数:約44万人 制度改正影響額(令和6年度分): 国費 29億円)
 - ・全部支給の所得限度額(全部支給が一部支給になる額) **160万円** → **190万円**(年収ベース・こどもが1人の場合)
 - ・一部支給の所得限度額(支給がすべて停止となる額) **365万円** → **385万円**(年収ベース・こどもが1人の場合)
- ②多子加算の拡充 (対象見込み者数:約11万人 制度改正影響額(令和6年度分): 国費5億円)
- ・第3子以降の加算額(6,450円)を第2子の加算(10,750円)と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動
- ※①②とも、令和6年11月分(令和7年1月支給)からの実施を想定
- ・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。



ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し

○ ひとり親支援にかかる事業の対象者要件(児童扶養手当受給相当の所得要件)を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。

(対象者要件見直し事業の令和6年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」(163億円の内数)に計上)

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容				
母子・父子自立支援プログラム策定 事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への 意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メ ニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況 をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援 の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支 援を行う。					
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	<u>撤廃</u> (※) (※) <u>自立を図るための活動を行う</u>				
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定 試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	こと(自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム) の策定等)を要件として追加				
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を				
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を 目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これら の者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	緩和(※) (※) 児童扶養手当所得制限水準を 超過した場合であっても、1年 に限り引き続き対象者とする。				
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。					



自立支援教育訓練給付金

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。
- 利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、<u>支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。</u>

2 事業の概要

<対象者>

○ 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給



- ① 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者(児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃)
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る)
 - ※ ①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

<支給内容>

- 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の① を受講する者:受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の② を受講する者:受講料の6割相当額、修学年数×上限40万円
- 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。



⇒ 修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給(最大85%の支給)

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

【補助率】国3/4、都道府県等1/4		都
【車業宇結】	 令和3年度	440

令和3年度支給件数	2,248件	就業実績	1,657件

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所	20か所	61か所	721か所	849か所
	(100.0%)※	(100.0%)	(98.4%)	(92.4%)	(93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。



高等職業訓練促進給付金

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和 6 年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) % () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

○ 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - <mark>(改)</mark> ⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和(所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。)
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
 - (w) ※ 令和5年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置(1年以上→6月以上)を恒久化。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。 《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定 資格、LPI認定資格等
 - ※ 令和5年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置(6月以上の訓練を通常必要とする民間資格)を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

【支給対象期間】修業する期間(上限4年)

【支給額】

月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) 修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

【令和3年度総支給件数】7,774件(全ての修学年次を合計)

【中仙3年浸祢又和什奴】/,//4什(主しの修子牛人でロ訂)

【令和3年度資格取得者数】2,757人(看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など)

【令和3年度就職者数】2,092人(看護師 1,002人、准看護師468人、保育士148人、美容師 100人など)

【実施自治体数】

 2000-111-3/2						
	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計	
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)	

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む(島根県、広島県)。



ひとり親家庭等生活支援事業 (ひとり親家庭等生活向上事業)

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面 することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が 生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等 を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や 各種支援策の情報提供等を実施する。

また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談 同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

- ② 家計管理・牛活支援講習会等事業 家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開 催等を実施する。
- 学習支援事業 高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学 習支援を実施する。
- 情報交換事業 ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親 家庭の交流や情報交換を実施する。
 - ひとり親家庭地域生活支援事業(従来の「短期施設利用相談支援事業」) 離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住ま い・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・牛活環境を整 える支援を行う。



〇事業内容

拡充内容

子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひ とり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、 必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機 関との連絡・調整を行うとともに、施設を活用する 際に必要な経費の補助を行う。

〇対象者

ひとり親家庭及び寡婦に加え、

離婚前の困難を抱える家庭(例:離婚調停中など) を新たに対象に加える。

O施設利用期間

おおむね1週間程度を、 **おおむね3か月程度**とする。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村 (事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/2 【補助率】

国:1/2、都道府県:1/4、市区町村:1/4

【補助基準額】

(1)1か所当たり最大

(2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、 同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額

4,507千円

12,528千円

【実施自治体数】897か所《令和3年度》

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算

事業の目的

離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するた め、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費等の履行確保に資する取り組みを実施する。

事業の概要



離婚前後親支援事業

(1)親支援講座

- ① 親支援講座
 - 養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供 親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

(2)養育費等の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化 戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、 ひとり親担当部署と連携(離婚届の受け 取り時の相談支援のほか、リーフレットや動 画教材の作成など)を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化 別居開始時点など低葛藤時点からの個 別ヒアリングや動画教材による講義、オンラ インカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援 公正証書等による債務名義を作成するた めの費用等の支援を行う。
- ④ 保証契約支援 保証会社と養育費保証契約を締結する ための支援を行う。

- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助 家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要 する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援 弁護士等を配置し、 養育費に関して、 個々の状態に応じた専門的な相談支援を行
- ⑦ ADRの活用支援 裁判外紛争解決手続き(ADR)を利用し た調停に係る費用への支援を行う。
- ⑧ 弁護十への依頼支援 養育費の受け取りに係る弁護士費用の支援 (受取開始後1年間)を行う。
- ⑨ その他先駆的な取組 ①~⑧のほか、養育費等の履行確保等に資 するものとして先駆的な取組による支援を行う。





- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育て に関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者 との交流などにより、 孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関 する取り決めを促進
- ひとり親になって間も ない段階から必要な支 援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

実施主体等

【補助単価】1自治体当たり:16,000千円 【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村(民間団体への委託可)

【補助率】 国:1/2

都道府県・市区・福祉事務所設置町村:1/2

【R4年度実績(交付決定ベース)】

172自治体



母子家庭等就業・自立支援事業

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) % () 内は前年度当初予算

事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等(離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む)に対し、就業相談から就業情報の提供等までの 一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- 親子交流支援事業について、対象者要件を見直し(児童扶養手当受給者要件の撤廃)。

2 事業の概要

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- 就業相談、助言の実施、企業の意識啓 発、求人開拓の実施 等
 - 【1か所あたり最大9,677千円】

就業情報提供事業

・求人情報の提供 ・電子メール相談 等 【1か所あたり2,861千円】

就業支援講習会等事業

・就業準備等に関するセミナーや、資格等 を取得するための就業支援講習会の開催 【1か所あたり最大14,418千円】

養育費等支援事業

・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等 【1か所あたり最大25,839千円】

【1か所あたり最大11,000千円】

- 親子交流支援事業【拡充】 ・親子交流(面会交流)援助の実施等
- → 対象者の要件見直し

【1か所あたり最大4,201千円】

在宅就業推進事業 (H20~)

・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅 就業コーディネーターによる支援 等

・相談関係職員の資質向上のための研修 会の開催や研修受講支援 等 【1か所あたり2,837千円】

相談関係職員研修支援事業 (H26~)

心理カウンセラー等配置 (R3~)

・心理担当職員の配置

【1か所あたり3,000千円】

就業環境整備支援事業

・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 (H26~)

・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

【1か所あたり2,300千円】

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,689千円】
- 心理カウンセラー配置する場合

【1市町村あたり3,000千円】

○ 在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

【実施主体】(1)都道府県·指定都市·中核市

(2) 一般市·特別区·福祉事務所設置町村

【補 助 率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和3年度就業相談件数(延べ数)92.765件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和3年度	47か所	20か所	48か所	115か所
	(100.0%)	(100.0%)	(77.4%)	(89.1%)

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和6年度予算案 163 億円の内数 (162 億円の内数) % () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。
- 適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2 事業の概要

- 事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置
- 支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね15歳未満の こどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親





- 別居親又は同居親からの申請により、<u>両者に対し必ず事前相談を実施</u>するとともに、<u>支援の内容、方法、日程、</u> 実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方へ の引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施
- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で 1年間
- 支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情 に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可



円滑な親子交流に向けた支援

取り決めのある親子交流の日程 調整、場所の斡旋、アドバイス、 付き添い など



連携・協力

養育費等相談支援センター

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】 国:1/2、都道府県等1/2

	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施自治体数	9 自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

*山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、 岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区